

八ヶ岳中信高原国定公園  
(美ヶ原地域)  
管理運営計画書

令和 6 年 3 月  
美ヶ原自然環境保全協議会

# 八ヶ岳中信高原国定公園（美ヶ原地域）管理運営計画書

## 目 次

- I 管理運営計画作成の経緯
- II 八ヶ岳中信高原国定公園（美ヶ原地域）の概況
- III 管理運営方針及びビジョン
- IV 風致景観及び自然環境の保全に関する事項
- V 適正な国定公園利用の推進に関する事項
- VI 行為許可等及び公園事業の取扱いに関する事項
- VII 国定公園関係者の連携体制等に関する事項
- VIII その他

## I 管理運営計画作成の経緯

### 1 美ヶ原自然環境保全協議会での議論

美ヶ原地域は、地元市町村から県立公園指定の要望を踏まえ、昭和 27 年（1952 年）3 月 3 日の第 2 次長野県立公園区域指定において、「御岳県立公園」とともに「美ヶ原塩尻峠県立公園」として指定されました。

公園指定に先立ち、敗戦後まもなく「自作農創設特別措置法」に基づく美ヶ原台上の解放問題が起こりましたが、当時の長野県議会・入山辺村・和田村・武石村 3 村の反対があり、松筑牧野農業協同組合（現：美ヶ原牧場畜産農業協同組合）を含む 5 者による協議が行われましたが不調に終わり、美ヶ原牧野に関する協議会が開催された結果、県が畜産振興計画に並行して美ヶ原の観光施設を推進することや、牧野組合が観光施設について協力する内容の協定が、県議会議長の裁定により昭和 27 年 5 月 15 日に成立了。

その後、美ヶ原塩尻峠県立公園及び霧ヶ峰周辺の「蓼科八ヶ岳・霧ヶ峰県立公園」の両関係者の要望に基づき、美ヶ原地域は新たに「八ヶ岳中信高原国定公園」の一部として、昭和 39 年（1964 年）6 月 1 日に指定されました。

八ヶ岳中信高原国定公園内の霧ヶ峰高原一和田峠一扉峠一美ヶ原を結び、長野県企業局が昭和 42 年（1967 年）に開通させた「ビーナスライン」の無料開放（2002 年）を契機に、利用集中期の渋滞や草原の森林化、湿地の乾燥化等それまでの課題についてより多角的な検討を行うため、地域住民や自然保護団体等により「ビーナスライン沿線の保護と利用のあり方研究会」が平成 14 年（2002 年）に発足しました。この研究会では、保全すべき自然

の明確化や必要性に応じた利用の調整などを基本方針とする提言をまとめ、平成 16 年（2004 年に）公表しましたが、それを受け、地域住民、土地所有者、関係行政機関らが連携、協力して美ヶ原地域の自然環境を保全し適正な利用を図る組織として「美ヶ原自然環境保全協議会」が同年に設立されました。

同協議会では自然再生事業として、荒廃地の植生回復や、在来植生再生のためのササ刈り、電気柵設置によるニホンジカの食害対策などを実施してきましたが、ビーナスラインの無料開放から概ね 10 年が経過したことから、美ヶ原地域を取り巻く自然環境や社会情勢が変化したことを受け、牧場利用とともに形成されてきた自然環境や、一般車両の通行を規制し「歩いて楽しむ」エリアとして親しまれてきた美ヶ原台上的卓越した展望と景観を保全し、未来に引き継ぐため、中期的な視野で課題を再整理し、関係者が相互に連携・協力して実施可能な活動計画を作ることを目的に、同協議会内に専門部会として「美ヶ原の中期的な未来像を検討する部会」が平成 25 年（2013 年）に発足しました。

本計画は、この部会での議論・検討した結果を同協議会の承認を経て、この地域の将来目標として作成されたものです。

## 2 本計画の特徴

本計画の作成に当たっては、「美ヶ原自然環境保全協議会」及び同協議会に設置された「美ヶ原の中期的な未来像を検討する部会」での検討を通じ、国定公園の管理運営に関わる地域関係者が、本地域の目指すべきビジョン・将来像を共有し、本計画に反映させたことが本計画の大きな特徴です。

## II ハケ岳中信高原国定公園（美ヶ原地域）の概況

### 1 ハケ岳中信高原国定（美ヶ原地域）の概況

ハケ岳中信高原国定公園の美ヶ原地域は、長野県の中部に位置し、東側は長和町、西側は松本市、北側は上田市に接しています。

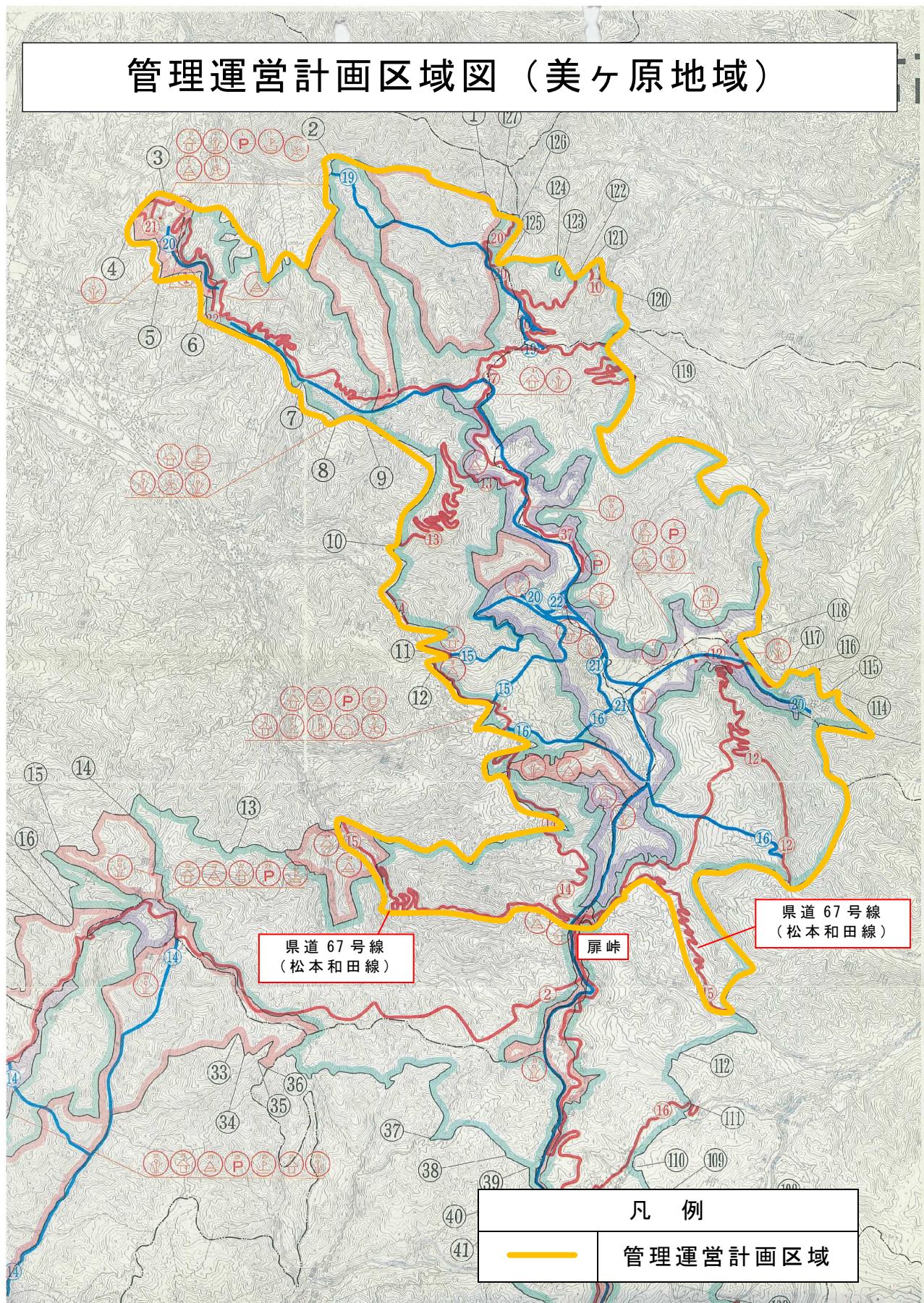
本地域は、ハケ岳中信高原国定公園の最北部に位置し、主峰王ヶ頭（2,034 m）を中心に、北に武石峰、南に茶臼山、東に物見石山、西に王ヶ鼻（2,008 m）のいずれも 2,000 m 近いほぼ平坦な台地状地形をなし、溶岩台地で、南北約 8 km、東西の広いところで約 4 km と、標高 2,000 m 級の亜高山帯の高原台地としては日本一の広さがあります。この台地の大草原には 300 種を超える高原・高山植物が咲き競い、遠く富士山をはじめ、北アルプス、中央アルプス、南アルプス、ハケ岳の雄大な 360 度のパノラマが壮麗な景観を展開します。

また、美ヶ原は古くから放牧や採草が行われ、現在も大部分が放牧地として利用されており、壮大な草原景観が広がっています。

## 2 管理運営計画区の概況

### （1）区域

本管理運営計画区域は、県道 67 号線（松本和田線）以北のハケ岳中信高原国定公園内とします（図一 1）。



図—1 管理運営計画区域図

## (2) 地形・地質

美ヶ原高原は、北部フォッサマグナ内に位置し、その基盤は海底火山の活動によってできた緑色凝灰岩（グリーンタフ）と、貫入した石英閃緑岩からなります。フォッサマグナの隆起・浸食により中信高原の母体となる山地が形成された後、およそ100万年前に美ヶ原から霧ヶ峰一帯にかけて火山活動が盛んとなりました。火山活動終了後、浸食作用がすすみ、王ヶ頭（標高2,034m）を最高峰とする平坦な山頂部（平頂峰）が形成されました。現在の美ヶ原は、この火山を形成した安山岩質に広く覆われており、板状節理がよく発達しています。その姿は、王ヶ鼻から王ヶ頭にかけて南西斜面の露岩によくみられます。

## (3) 気象条件

美ヶ原から最も近い松本測候所の月平均気温をもとに、美ヶ原の気温を推定すると、年平均気温は約2℃、最暖月の7月の月平均気温が約15℃、最寒月の1月の月平均気温は約-10℃、11月から3月までが0℃以下となります。夏はよく霧が発生し、冬季は平坦地は積雪50cm程度です。また北西の季節風の影響を強く受け、主に南西部の斜面の風衝砂礫地では、寒冷な気候条件下で形成される構造土（条線構造土やアースハンモック）が確認されています。

## (4) 植生

亜高山帯に属する美ヶ原高原の平坦な頂上部は、山火事やその後の採草、牧場利用によって大部分が草原となっています。草原の多くは昭和40年頃まで野草放牧地でしたが、その後人工草地がすすんだ他、放牧地以外では遷移によりササ草原化やカラマツによる森林化が進行しています。一部に残る野草地にはヤナギラン、ヨツバヒヨドリ、イブキトラノオなどの高茎草本が多く生育しています。また一部ではレンゲツツジが群落をつくっています。美ヶ原南西斜面の風衝地では、岩壁・岩隙を中心に本来より高地に生育する高山植物を多く含む風衝群落が発達しています。森林植生では、ダケカンバ林などの落葉広葉樹林、常緑針葉樹林のシラビソーコメツガ林が頂上平坦部周辺や斜面に残り、草原形成以前の美ヶ原の植生をとどめています。また、美ヶ原の山腹ではカラマツ植林が広範囲で行われているほか、ミズナラ林、シラカンバ林が分布しています。

## (5) 動物

ツキノワグマ、ニホンジカ、カモシカ、イノシシ、キツネ、アナグマ、ノウサギなどの中・大型ほ乳類が生息しています。美ヶ原のツキノワグマは、長野県版レッドリストにおいて、県内で生息域が孤立し生息数も少ない「中信高原・八ヶ岳のニホンツキノワグマ」とされています。ニホンジカは、従来美ヶ原に生息していましたが、2000年代以降生息数の増加が目立っています。

鳥類では、頂上部の草原でホオアカ、ノビタキ、ビンズイなどの草原性の鳥類が繁殖するほか、ノスリ、チョウゲンボウ等、草原を利用

する猛禽類もみられます。王ヶ頭、王ヶ鼻などの急崖地にはイワヒバリも生息しています。

昆虫類では、草原環境を好むクジャクチョウ、アサギマダラ、ギンボシヒヨウモン、ウラギンヒヨウモンなどが多く見られるほか、本州中部の亜高山帯にのみ生息するミヤマシロチョウも分布しています。

#### (6) 利用環境と利用の現況

美ヶ原地域の中心部を占める平坦な頂上部には、牧場や美術館、宿泊施設などがあり、観光の拠点として利用されています。また、地域の主要な山頂を結ぶ歩道が整備され、自然散策や学校登山などに利用されています。

### III 管理運営方針及びビジョン

#### 1 管理運営の基本方針と将来目標の位置付け

本地域の保護及び適正な利用の推進を図るためにには、本地域の管理運営に関わる多様な関係者が協働して様々な取組を進める必要があります。このような視点から、本地域の管理運営に当たっては、関係者の共通認識に基づく将来目標（ビジョン）を掲げ、それに向かう取組を多様な主体が連携しながら推進することを基本的な考え方とします。

本地域の将来目標は、国定公園の保護又は利用に關係する団体（観光協会、牧場組合、土地所有者、地域活動団体など）及び行政機関からなる美ヶ原自然環境保全協議会において、本地域が目指すべき将来像について議論した結果を、同協議会に設置された「美ヶ原の中期的な未来像を検討する部会」に諮り、同協議会の承認を経て作成されたものです。

#### 2 管理運営計画区の将来ビジョン

美ヶ原地域管理運営計画区の将来目標は、「美ヶ原台上保護利用計画」（昭和52年7月）の基本方針を原則とし、以下のとおりとします。

##### (1) 地域の誇るべき自然や文化を継承していく自然公園

美ヶ原の自然は、亜高山帯の広々とした台地上に発達した森林を人々が切り払い、火入れをし、また放牧、採草などを長年行うことによって育まれた類い希な「半自然草地」です。

自然は遷移していくことを踏まえつつ、将来に渡り、科学的な知見に基づいた積極的な自然環境への働きかけを継続することにより、地域の誇るべき自然や文化を継承していく自然公園を目指します。

##### (2) 多彩な自然に包まれた自然公園

山頂一帯が標高約2,000m、面積600haの台地となって広がる美ヶ原地域は、高原・高山植物を始め樹木、昆虫、野鳥の宝庫と言われています。

本地域は広い裾野を持つため、東西で大きく異なる植生がある山地帯から、亜高山の森林、草原、人工的な植林や放牧地、また南西斜面には安山岩の板状節理の奇観をもつ多様な環境が含まれていることに

よります。

地域本来の豊かな自然環境を保全し、多彩な自然に包まれた自然公園を目指します。

### (3) 自然との豊かなふれあいの場としての自然公園

自然を愛し、自然にふれたい、自然のなかで時を過ごしたいという願いを多くの人々が持っています。

登山やハイキング、車による訪問によって優れた山岳眺望、広大な草原景観などの恵まれた自然環境を背景にした質の高い自然体験は、訪れる人々の心を開き、人と自然、人と人とがうち解けることを可能にする力を持っています。

広範な学びの場、生き甲斐の場、癒しの場、自然とのふれあいの場として活用される自然公園を目指します。

### (4) 「また、来たい」と感じられる魅力ある自然公園

利用者の期待を裏切ることのないおもてなしで迎えるため、利用者の視点に立ち、この地域の魅力とともに充実感、満足感を味わうための適切な保護と利用の方法を発信することが求められています。

また、自然環境に配慮しつつ必要な施設を整備し、環境美化に努め、ここでしか得られない感動を得ていただくための「歩き」「見て」「感じる」方策づくりを積極的に行い、「また、来たい」と感じられる魅力ある自然公園を目指します。

### (5) 地域住民の積極的参加による自然公園

地域住民が、自らの財産として豊かな自然を再認識し、自信と誇りを持って地域の自然を育む活動に積極参加することで、自然環境学習、体力増進、健康増進の場として、活用される自然公園を目指します。

また、自然公園法などの法令に基づきながら、自ずと節度を持った利用がされる自然公園としていくために、普及啓発に力点を置くと共に、常に環境美化と維持管理を行い、ごみのない美しい自然公園を目指します。

## 3 将来目標達成のための仕組み

将来目標達成のため、国定公園に関わる様々な主体が参加した枠組みを構築し、以下の事項について、継続的に議論を重ね、協働して目標達成に向けた取組を進めていくことが必要です。

### (1) 将来目標の実現に向けた行動指針及び行動計画の策定

### (2) 行動計画に基づく各主体の取組の進捗状況の定期的な確認と評価

### (3) 必要に応じた行動計画の改定

### (4) 新たな課題の抽出と対応法の検討

### (5) 各主体の連携方策の検討と国定公園の管理運営に関する意見の取りまとめ など

## IV 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

### 1 保全すべき景観資源と主要展望地

管理運営計画において、具体的な保全すべき景観資源とその主要な展望地は、表－1のとおりとします。これらについては公園の管理運営に関する地域関係者が連携し、適正に保全を図ります。

表－1 保全すべき景観資源とその主要な展望地

保全すべき景観資源	内容	主要展望地	各季節の見所				備考
			春	夏	秋	冬	
想い出の丘	・北アルプスの眺望 (槍ヶ岳、穂高連峰ほか) ・松本市街地の夜景	・思い出の丘 園地（駐車場） ・思い出の丘 頂上	新緑	高山 植物		霧氷	
武石峰	・草原景観（焼山牧場）	武石峰	レン ゲツ ツジ			霧氷	
焼山	・草原景観（焼山牧場） レンゲツツジ群落	焼山バス停	レン ゲツ ツジ			霧氷	
アルプス展望台	・北アルプス眺望 ・高山植物群落	アルプス展望 コース		高山 植物	紅葉		
天狗の露地	・王ヶ頭 ・草原景観（美ヶ原牧場） ・レンゲツツジ群落	天狗の露地 駐車場～武石 峰	レン ゲツ ツジ			霧氷	
王ヶ頭	・草原景観（美ヶ原牧場） ・美しの塔 ・360°の山岳展望	王ヶ頭	新緑	高山 植物		雪原 アル プス 眺望	
王ヶ鼻	・北アルプスの眺望 ・乗鞍岳、御嶽山ほか ・松本市街地の夜景 ・烏帽子岩（グランド キャニオン）	王ヶ鼻	新緑 ・ レン ゲツ ツジ	高山 植物	紅葉		
八丁 ダルミ	・北アルプスの眺望 ・乗鞍岳、御嶽山ほか ・松本市街地の夜景	八丁ダルミ登 山道		高山 植物	紅葉		
百曲がり	・高山植物群落	百曲がり登 山道		高山 植物	紅葉		
塩くれ場	・草原景観（美ヶ原牧場） ・王ヶ鼻 ・美しの塔	塩くれ場園地					

保全すべき景観資源	内容	主要展望地	各季節の見所				備考
			春	夏	秋	冬	
牛伏山	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北アルプスの眺望（槍ヶ岳、穂高連峰ほか）</li> <li>・浅間山麓の眺望</li> <li>・草原景観（美ヶ原牧場）</li> <li>・王ヶ鼻</li> <li>・美しの塔</li> </ul>	牛伏山園地（頂上）		高山植物		アルプス眺望	
鹿伏山	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北アルプスの眺望（槍ヶ岳、穂高連峰ほか）</li> <li>・浅間山麓の眺望</li> <li>・草原景観（美ヶ原牧場）</li> <li>・王ヶ鼻</li> </ul>	鹿伏山頂上		高山植物		アルプス眺望	美ヶ原牧場内
茶臼山	<ul style="list-style-type: none"> <li>・草原景観（美ヶ原牧場）</li> <li>・八ヶ岳の眺望</li> <li>・王ヶ頭</li> </ul>	茶臼山頂上			紅葉		
物見石山	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八ヶ岳の眺望</li> <li>・浅間山麓の眺望</li> <li>・レンゲツツジ群生</li> <li>・草原景観（美ヶ原牧場）</li> </ul>	物見石山頂上	レンゲツツジ				

## 2 保全すべき自然環境

管理運営計画区において、具体的な保全すべき自然環境は、以下のとおりとします。これらについては公園の管理運営に関わる地域関係者が連携し、適正な保全に努めます。

### (1) 王ヶ頭周辺の南西斜面の植生や原生林

美ヶ原の風衝地のうち、王ヶ鼻から茶臼山の西～南斜面に露出する安山岩の岩壁には、亜高山帯にありながら本来より高地に生育する高山植物を多く含む特異的な風衝・岩壁植物群落が分布しています。群落高は約10～20cmで、岩棚、岩の割れ目、崩壊地に、イワキンバイ・ヒメシャジン・ミヤマオトコヨモギ・ミヤマムラサキ・ミヤマウイキヨウ・クモマナズナなどの高山植物がみられます。そのほか岩壁にはチョウジコメツツジの群落が発達しています。この群落で確認されている高山植物は87種類で、低標高域に多数の高山植物や希少種が生育することから、大正時代から貴重な遺存寒地帯植物群落として注目され保護の対象となっていました。王ヶ頭、王ヶ鼻など公園利用者が集中利用する地域にもみられることから、踏みつけ等による植物の損傷

や環境改変が危惧されます。

また美ヶ原の山頂下斜面には、亜高山針葉樹のシラビソやコメツガの自然林が各所に発達しています。

## (2) 美ヶ原一帯の草原環境

美ヶ原頂上の平坦部には草原植生が発達していますが、その多くは人工草地やササ草原となっています。野草放牧地として利用されていた野草地が残存している群落として、ヒゲノガリヤス群落とウシノケグサ群落が知られています。ヒゲノガリヤス群落は、採草地として長年利用されてきた草原で、ヒゲノガリヤスが優占し、ノアザミ・アキノキリンソウなどのキク科草本、マツムシソウ・ハクサンフウロなどが混生しています。近年は採草利用の放棄により、植生遷移が進行した結果、ササ草原に変化してきており、他の草本類も減少しています。ウシノケグサ群落は、亜高山帯の放牧地に発達する乾性の低茎草本群落で、ウシノケグサが優占し、群落高は約10~20cmです。我が国では亜高山帯で放牧する例は非常にまれであるが、美ヶ原台上(1,900~2,000m)では長年放牧が行われ、その結果ウシノケグサ草地が発達しました。現在、草地改良による人工草地化が進み、ウシノケグサ群落は牧場の周縁部にのみ残存しています。

また、これらの草原環境内には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）あるいは長野県希少野生動植物保護条例の指定希少野生動植物のアツモリソウやキバナノアツモリソウが生育するほか、草原性の鳥類や昆虫の生息環境ともなっています。しかし、2000年代以降の美ヶ原のニホンジカの増加にともない、残存する野草地や放牧地も各所で採食圧が増大し、荒廃したり、シカ忌避植物（マルバダケブキ等）が繁茂するなど植生変化が生じています。

## (3) ミヤマシロチョウの生息環境

八ヶ岳・中信高原国定公園の指定動物であるミヤマシロチョウは、長野県の八ヶ岳山麓で初めて発見された日本固有亜種で、本州中部の山地に生息しており、長野県内では、浅間山系、八ヶ岳山麓、美ヶ原、南アルプスなどに生息しています。幼虫の食樹及び成虫の産卵場所はヒロハノヘビノボラズやメギで、幼虫は集団で生活を行い共同の巣を作り越冬し、6月中旬に蛹となり20日程で羽化します。美ヶ原周辺では、植林木の成長等による生息環境の悪化が危惧されています。

## 3 野生動植物の保護管理

本地域は、2,000m級の山々があり、自然環境も豊かであることから、野生動植物が多く生息又は生育しています。これらを、「保護管理が必要な野生動物」、「保護が必要な希少野生動植物」及び「駆除及び侵入防止が必要な外来生物」に分類し、それぞれ以下のとおりとします。

なお、保護管理が必要な対象種については、「鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の「第二種特定鳥獣管理計画」をもとに適正に管理を行い、保護が必要な希少野生動植物については、関係者と連携し、適正に保護を図ります。

(1) 保護管理が必要な野生動物

ア 対象種

- ・ツキノワグマ
- ・イノシシ
- ・ニホンザル
- ・ニホンジカ

イ 方法

- ・「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」で定める第二種特定鳥獣管理計画に基づき適正に管理を実施します。
- ・関係者が連携して、管理に必要な対策を実施します。

(2) 保護が必要な希少野生動植物

ア 対象種

- ・ヤマネ
- ・イヌワシ
- ・クマタカ
- ・ミヤマシロチョウ
- ・アツモリソウ
- ・キバナノアツモリソウ
- ・ササユリ

・上記のほか「環境省 レッドデータリスト 2018」掲載種、「長野県版レッドリスト」掲載種、及び「長野県希少野生動植物保護条例」で定める「指定希少野生動植物」と「特別指定希少野生動植物」。

・上記のほか南西斜面に生育する高山植物（特殊分布）

イ 方法

- ・密猟・盗掘対策として関係者で連携して巡視を行うほか、利用マナーの周知を行います。
- ・ニホンジカによる食害等を防ぎ、植物の保護を図るため、防護柵や忌避剤の散布を実施します。
- ・長野県希少野生動植物保護回復事業計画に基づき、保護が必要な希少野生動植物の保全を実施します。
- ・関係者が連携して、保護保全に必要な対策・施業を実施します。

(3) 駆除及び侵入防止が必要な外来生物

ア 対象種

- ・アライグマ（特定外来生物）
- ・アレチウリ（特定外来生物）
- ・オオハンゴンソウ（特定外来生物）
- ・オオキンケイギク（特定外来生物）
- ・フランスギク
- ・ヒメジョオン類
- ・シロツメクサ（クローバー）
- ・セイヨウタンポポ

- ・その他緊急的に対処が必要な外来生物
- イ 方法
- ・外来生物研修会等の実施など、関係者向けの研修会を開催し、個々の生物の特長や繁茂状況、特定外来生物の取扱いについてなど、知識・技術の向上を図ります。
  - ・地域住民やボランティアなど、関係者が一体となり外来生物の駆除活動を実施します。

## V 適正な国定公園利用の推進に関する事項

本地域は、松本市街地から車で1時間程度、諏訪地域からもビーナスラインを通じてアクセスが比較的良好く、また、高原頂上に立てば360度のパノラマが楽しめるなどから、利用者が四季を通じて楽しむことのできる資質を持っています。しかし、外国人や高齢者、障がい者など多様な利用者を受け入れる環境が整っているとは言えず、また、貴重な動植物の無断採取がみられるなど、国定公園としての資質を脅かす状況も生じています。

そこで、国定公園の魅力や利用状況の発信などを通じ、国定公園に対する認識及び理解の向上を図り、適正な利用を推進します。

### 1 国定公園の魅力や情報の発信

- (1) 美ヶ原自然保護センターを核としたエコツーリズムの推進  
観光客（インバウンドを含む）を国定公園に誘導し、野外での積極的な自然体験を促進するとともに、ニーズに応じたツアープログラムを提供します。
- (2) 長野県自然公園管理員の配置、調査研究、資料等情報の収集・提供など
- (3) 児童の自然学習の場、登山やハイキング、ロングトレイルの普及・啓発

### 2 国定公園のルール普及や利用マナーの向上

- (1) ボランティア等による普及啓発  
美ヶ原地域で活動するパークボランティアや長野県自然保護レンジャー等を通じて利用者に対し適正な利用を指導、普及啓発を図ります。
- (2) 適切な交通規制の実施と交通マナー順守等の普及啓発  
美ヶ原地域の魅力である本来の山の静寂さを維持し、他の利用者への迷惑を防ぐため、「美ヶ原における交通規制要領（平成29年5月19日 美ヶ原自然環境保全協議会策定）」に基づき、適切に交通規制を行うとともに、道路における自動車やバイクの無謀・危険な運転を防ぐことを目的とした普及啓発を図ります。
- (3) 道路以外の場所における環境保全に配慮した自転車の利用

道路以外の場所（「美ヶ原における交通規制要領」に定める規制区間を除く）においては、「長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例」（平成31年長野県条例第6号）第17条に基づき、自転車を利用する個人や事業者に対し、自転車の安全な利用や自然環境の保全等に配慮するよう指導、普及啓発を図ります。

### 3 その他

#### （1）ペットの持ち込み

ペットの臭いや鳴き声によって野生動物の繁殖を妨げる場合や牧場の牛を怯えさせる場合があるとともに、糞尿の放置による未知の細菌等による野生動植物等への影響が懸念されます。

また、登山者の往来が頻繁な場所や登山道が狭い場合には、ペットを避けるために登山道からはずれてしまうこともあります、貴重な高山植物を踏み荒らしてしまう危険性もあります。

さらに、ペットを放つと、野生動物や牧場の牛を追い回したり、野生植物を踏み荒らす可能性もあります。

そこで、利用者は必ずリードなどで繋ぎ、リードは短めに、常に離さないで歩くようにするとともに、ペットの糞尿は放置しないよう徹底します。

#### （2）トレイルランニング大会の実施

トレイルランニング大会の実施に当たっては、「国立公園内におけるトレイルランニング大会等の取扱について」（平成27年3月31日付け環自国発第1503313号）を準用するものとします。

なお、大会主催者は開催に先立ち「美ヶ原自然環境保全協議会」に予定コース等を説明し、同協議会からの意見を聴取するものとします。

#### （3）無人航空機（ドローン等の取扱い）

歩行者、登山者が多く利用する場所やTV等の電波施設が林立する場所、放牧地などにおいては、原則として無人航空機の使用は行わないものとします。

ただし、学術研究や鳥獣被害対策など公益上必要と認められるものについては、これらの地域においても使用を認めるものとし、この場合においては、あらかじめ以下の事項について確認するものとします。

ア 関連法令（航空法など）や「無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイドライン」（平成30年3月27日付け国土交通省航空局作成）の遵守

イ 土地所有者及び施設管理者等への確認

ウ 他の公園利用者の迷惑にならない使用方法

エ 野生動植物等、自然環境に過度の負荷を与えない使用方法

また、これら以外の場所において無人航空機を使用する場合についても、上記事項について確認するものとします。

#### （4）スノーモービルの走行

スノーモービルの利用にあたっては、「美ヶ原台上におけるスノーモ

ービル使用指針」（平成 10 年 1 月 12 日制定）により適正な利用を図ります。

(5) 映画・ドラマ等の撮影

映画・ドラマ等の撮影を行う場合は、周辺植生や公園利用者の妨げとならないよう配慮するものとします。

(6) 標識（案内板）の整備、トイレの整備、ごみ処理など

- ・標識及びトイレについては、利用者の安全性や利便性を踏まえ、関係者の連携により必要な整備を行います。
- ・ゴミの不法投棄防止、持ち帰りなどについて、利用マナーの周知を行います。

## VI 行為許可等及び公園事業の取扱いに関する事項

### 1 許可、届出等取扱方針

#### (1) 特別地域

特別地域における各種行為についての自然公園法の行為許可申請に対する審査基準としては、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 22 年 4 月 1 日付け環自国発第 100401006 号）第 6 に規定するとおり、自然公園法施行規則第 11 条に規定する許可基準（以下「許可基準」という。）及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成 22 年 4 月 1 日付け環自国発第 100401008 号）において定める許可基準の細部解釈によるほか、以下の取扱方針（審査基準）によるものとする。また、国定公園の保護又は利用の推進のために、行為に際し特に配慮を求める事項を以下のとおり定めます。

行為の種類	取扱方針
全行為共通	<p>＜審査基準＞</p> <p>ア 展望・眺望</p> <p>周囲の自然環境と調和し、第 4 章に掲げる主要展望地からの展望・眺望を妨げないものであること。</p> <p>イ 規模</p> <p>第 4 章に掲げる保全すべき景観資源をはじめ、風致の保護上の判断に重点を置き、行為の目的を達成するために必要最小限の規模とすること。</p> <p>ウ 残土処理方法</p> <p>国定公園区域外に搬出すること。ただし、行為敷地内における敷きならしによって風致景観の保護上支障のないよう処理できる場合又は自然公園法の手続を受けて行われる他の行為に適切に流用される場合はこの限りではない。</p> <p>エ 修景緑化方法</p> <p>(ア) 行為に伴う支障木については、行為敷地内に可能な限り移植し、周囲の修景緑化に使用すること。</p> <p>(イ) 第 1 種特別地域において行為により裸地等が</p>

- 発生する場合は、植生誘導工を施し、周辺植物の定着を促すこと。
- (ウ) 上記以外の地域においては、現地産の自生種（当該周辺地域に自生する種も含む。）の植栽又は播種等による緑化を行う。ただし、現地産の自生種が手に入らない等、やむを得ない場合は、国内産の在来緑化植物を用いる。この場合においては、現地産の自生種以外の在来緑化植物を利用する範囲を必要最小限とし、逸出、交雑等の防止に配慮すること。
- (エ) 地表を改変する場合は、可能な限り表土を保存し、修景緑化に利用すること。
- (オ) 緑化に当たっては「自然公園における法面緑化指針」（平成27年10月 環境省自然環境局）を基本とすること。

**<配慮を求める事項>**

- ア 公園事業として執行することが適当な行為については、公園事業として執行すること。
- イ 行為に際し、外来生物を持ち込まないよう必要な措置を講ずること。
- ウ 第4章に掲げる希少野生動植物が行為予定地及びその周辺に生息又は生育する場合は、当該希少野生動植物への悪影響を与えないよう必要な措置を講ずること。

**1 工作物**

**(1) 建築物**

**<審査基準>**

**ア 外部意匠・色彩・材料等**

- (ア) 屋根の形状は、2/10以上の勾配を有する切妻、寄棟等とすること。ただし、小規模な車庫、倉庫等や特殊な用途の建築物及び駐車場その他やむを得ない事情があるものについてはこの限りではない。
- (イ) 屋根の色彩は、原則として焦げ茶色又は黒系とする。ただし、周囲の風致景観と調和する色彩はこの限りではない。
- (ウ) 外壁の色彩は、原則として焦げ茶色、茶色の中から周囲の環境に調和する色彩を選択する。ただし、周囲の風致景観と調和する色彩はこの限りではない。なお、自然材料によるものは素材色も使用できるものとする。

**<配慮を求める事項>**

- ア 車庫、倉庫等小規模な付帯建築物は、極力主たる建築物と一体的に整備すること。
- イ 法面や裸地が生ずる場合は、(2)道路（車道）<審査基準>ウ法面処理に準じて取り扱う。

(2) 道路  
(車道)

＜審査基準＞

ア 線形・勾配

曲線半径、道路の縦断勾配等は、極力現地形に順応させることなどにより、自然環境に与える影響を必要最小限とする計画であること。

イ 付帯工作物の外部意匠・色彩・材料等

- (ア) 野生動物が生息する地域では、皿型側溝を用いるなど野生動物の移動を妨げないよう対策を講じること。
- (イ) 橋梁の色彩はこげ茶色とすること。また、コンクリート橋は、コンクリートの明度を弱めること。ただし、公園利用者から望見されない箇所においては、この限りではない。
- (ウ) 防護柵は、ガードケーブルを用いること。ただし、安全確保上やむを得ない場合は、ガードレールも可とする。
- (エ) 防護柵の色彩は、ケーブル部分を除きこげ茶色とすること。ただし、自然材料を用いる場合は素材色も可とする。
- (オ) 案内標識等は必要最小限とし、デザイン、規格等の統一を図ること。
- (カ) 道路照明は、光害予防の観点から、トンネル及びその周辺、橋梁及びその周辺、チェーン脱着所、待避所又は夜間に歩行者が利用する区間ににおいて、安全確保上やむを得ない場合に限定し、必要最低限のものとすること。また、その支柱等の色彩はこげ茶色とすること。ただし、自然材料を用いる場合は素材色も可とする。
- (キ) 落石防止柵及び落石防止網の色彩は、支柱等の部分をこげ茶色とし、網の部分をこげ茶色又は光沢のない灰色とすること。
- (ク) 擁壁等は、自然石等の自然材料を用いるか、自然材料を模した表面仕上げとすること。

ウ 法面処理

- (ア) 切取及び盛土面は安定化を図るため、必要に応じて緑化等の措置を講ずること。
- (イ) コンクリート吹付けは、安全確保上やむを得ない場合に限定し、コンクリートの明度を弱め、修景緑化することなどにより、風致への影響を軽減すること。

エ 廃道の取扱い

廃道敷は、工作物を撤去の上、修景緑化すること。ただし、やむを得ない理由により撤去することが困難な場合はこの限りではない。

(3) 配電・送電・通信施設

＜配慮を求める事項＞

- ア　掘削によって生じた土砂及び岩石は極力工事現場において活用すること。  
イ　掘削土を谷側や周囲へ流出させない措置を講じること。

＜審査基準＞

ア　位置・構造

- (ア) 第4章に掲げる主要展望地、公園事業施設、及び公園利用者が通行する道路（車道及び歩道）からの展望・眺望に支障がない位置に設置するかこと。ただし、展望・眺望に支障がないよう地下埋設、自然物での遮蔽、既存工作物への付帯（添架）等を行う場合はこの限りではない。  
(イ) 公園利用者から望見される既存施設については、建て替えに際し、可能な限り展望に支障がない位置への設置や地下埋設等を行うこと。

イ　色彩

- (ア) 工作物の色彩は、背景に溶け込むよう、原則としてこげ茶色とすること。ただし、既存工作物に付帯（添架）させる場合は、既存工作物と調和する色彩とすること。  
(イ) ケーブル類の色彩は、背景に溶け込むよう、原則としてこげ茶色又は黒色とすること。ただし、既存工作物に付帯（添架）させる場合は、既存工作物と調和する色彩とすること。

＜配慮を求める事項＞

- ア　通信施設は、建築物等の既存工作物へ付帯（添架）させること。  
イ　電力線、通信線等は、共架又は既存支柱へ付帯（添架）させること。

(4) 自動販売機

＜審査基準＞

ア　位置・配置

既存建築物への付帯とし、軒下、建物壁面線より内側に埋込む等目立たない配置とすること。また、設置する数は必要最小限とすること。

イ　色彩

こげ茶色又は建物壁面と同一配色とすること。

(5) 治山・治水・砂防施設

＜審査基準＞

ア　外部意匠

	<p>工作物の露出部分は、自然石等の自然材料を用いるか、自然材料を模した表面仕上げとすること。ただし、公園利用者の展望・眺望に支障のない場合はこの限りではない。</p> <p><b>イ 法面処理</b></p> <p>(ア) 切取及び盛土面は安定化を図るため、必要に応じて緑化等の措置を講ずること。</p> <p>(イ) コンクリート吹付けは、安全確保上やむを得ない場合に限定し、コンクリートの明度を弱め、風致への影響を軽減すること。</p>
<p><b>2 木竹の伐採</b></p>	<p><b>&lt;配慮を求める事項&gt;</b></p> <p>ア 国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について（昭和34年11月9日国発第643号）」及び「同（国有林の取扱）（昭和48年8月15日環自企第516号）を基本として地域の風致に配慮した施業とすること。</p> <p>イ 土場、作業道及び架線は、公園利用者から望見されないよう配慮した配置とすること。</p>
<p><b>3 土石の採取</b></p> <p>(1) ボーリング</p> <p>(2) 採石業等</p> <p>(3) その他の土石の採取</p>	<p><b>&lt;配慮を求める事項&gt;</b></p> <p>湿原、温泉、湧水等の水文環境への影響を十分考慮すること。</p> <p><b>&lt;配慮を求める事項&gt;</b></p> <p>ア 河川砂利の採取以外は行わないこと。</p> <p>イ 公園利用者から望見されない位置で行うこと。</p> <p>ウ 第3章3.(2)に掲げる希少野生動植物が生息又は生育する場所では行わないこと。</p> <p>エ 湿原、温泉、湧水等の水文環境への影響を十分考慮すること。</p> <p><b>&lt;配慮を求める事項&gt;</b></p> <p>学術研究のために行われるもの以外は極力行わないこと。</p>
<p><b>4 広告物</b></p> <p>(1) 公園利用に係る標識類（仮設を除く）</p> <p>(2) その他広告物（仮設を除く）</p>	<p><b>&lt;配慮を求める事項&gt;</b></p> <p>ア 公園利用に係る標識類のデザインは、「自然公園等施設技術指針」（平成25年7月環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室）における第3部第7章公共標識（サイン類）に準じたものとすること。</p> <p>イ 可能な限り外国語を併記すること。</p> <p><b>&lt;審査基準&gt;</b></p> <p>ア 色彩、材料等</p> <p>(ア) 本体に使用する材料は、原則として自然材料と</p>

	<p>し、色彩は素材色又はこげ茶色とすること。必要に応じてその他の材料を使用する場合は、背面部を含め、色彩はこげ茶色とすること。</p> <p>(イ) 表示面に使用する色彩は、自然材料の素材色、茶色、ベージュを基調とすること。ただし、法令に基づくものや安全確保上必要なもの等公共性の高いものはこの限りではない。</p> <p>(ウ) 表示面に記載する文字は白色及び黒色を基本とすること。ただし、法令に基づくものや安全確保上必要なもの等公共性の高いものはこの限りではない。</p> <p>(エ) 照明を使用する場合は、必要最低限とすること。</p> <p>＜配慮を求める事項＞</p> <p>ア 乱立防止の視点から、必要最小限の個数とするほか、同種のもの及び同位置に設置するものは統合すること。</p> <p>イ 必要に応じて外国語を併記すること。</p>
5 学術研究共通	<p>＜配慮を求める事項＞</p> <p>ア 行為に当たっては、申請書（協議書）及び指令書（回答書）の写しを携行の上、行為が許可されていることを示す腕章等を着用すること。</p> <p>イ 公園利用者の集まりやすい場所における行為は避けること。</p> <p>ウ やむを得ず高山植物群落等に立ち入る場合には、植物の損傷を最小限とする措置を講じること。</p>

## 2 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（平成 22 年 4 月 1 日付け環自国発第 100401003 号）によるほか、以下の取扱方針によるものとします。

事業の種類	取扱方針
1 全事業共通	<p>(1) 規模</p> <p>事業の目的を達成する範囲で、必要最小限の規模とする。</p> <p>(2) 外部意匠・色彩・材料等</p> <p>ア 利用者の目に触れる部分又は目に触れる可能性のある部分については、風致景観と調和するように、自然材料又は自然材料を模した表面処理をし、可能な限り目立たない色彩のものとする。</p> <p>イ 屋根の形状は、切妻、寄棟等の勾配屋根とし、屋根勾配は 2/10 以上とする。ただし、宿舎事業以外の事業の車庫、倉庫等の小規模な建築物及びその他特殊な用途の建築物並びに駐車場事業についてはこの</p>

限りではない。屋根の色彩は、原則として焦げ茶色又は黒系とする。ただし、周囲の風致景観と調和する色彩はこの限りではない。

ウ 外壁の色彩は、原則として焦げ茶色、茶色の中から周囲の環境に調和する色彩を選択する。ただし、周囲の風致景観と調和する色彩はこの限りではない。なお、自然材料によるものは素材色も使用できるものとする。

エ 建築物の水平投影外周線については、その地域周辺の状況等に即し、著しく不調和とならないよう、公園事業道路（車道）等又は敷地境界線からの離隔距離を適切に設定するよう努める。

### (3) 残土処理方法

国定公園区域外に搬出する。ただし、行為敷地内における敷きならしによって風致景観の保護上支障のないよう処理できる場合又は自然公園法の手続を受けて行われる他の行為に適切に流用される場合はこの限りではない。

### (4) 廃材処理方法

国定公園区域外に搬出する。ただし、自然公園法の手続を受けて行われる他の行為に適切に流用される場合はこの限りではない。

### (5) 修景緑化方法

支障木については、行為敷地内に可能な限り移植し、周囲の修景緑化に使用する。

第1種特別地域において行為により裸地等が発生する場合は、植生誘導工を施し、周辺植物の定着を促す。

上記以外の地域においては、現地産の自生種（当該周辺地域に自生する種も含む。）の植栽又は播種等による緑化を行う。ただし、現地産の自生種が手に入らない等、やむを得ない場合は、国内産の在来緑化植物を用いる。この場合においては、現地産の自生種以外の在来緑化植物を利用する範囲を必要最小限とし、逸出、交雑等の防止に配慮する。

また、地表を改変する場合は、可能な限り表土を保存し、修景緑化に利用する。

なお、緑化に当たっては「自然公園における法面緑化指針」（平成27年10月 環境省自然環境局）を基本とする。

### (6) 法面緑化方法

法面は緑化することとし、その方法は「1 全事業共通(5)修景緑化方法」と同様とする。ただし、自然公園利用者等の安全確保上代替工法がない場合は、モルタル若しくはコンクリート吹付工（特殊配合モルタル吹付工含む。）又は法枠工も使用できるものとする。

擁壁は、可能な限り自然石積みとし、これが困難な場合においては、自然石を模した表面仕上げとしたコンクリート擁壁や鉄線フトンカゴ工等も使用できるものとする。

#### (7) 汚排水処理方法

し尿及び雑排水は、公共下水道に排出処理する。

公共下水道がない地域におけるし尿及び雑排水については、合併処理浄化槽等その施設の設置場所に応じた方法によって適切に処理し、河川の水質保全等周辺の自然環境に影響を与えないための措置を講ずる。

#### (8) ごみ処理方法

生ごみを一時的に保管する場合は、建築物内に、又は屋外では堅固な容器に収納して保管し、野生動物による被害防止対策を徹底するとともに、国定公園区域外に排出して適切に処理する。

#### (9) 広告物の掲出

ア 乱立を避けるため、目的を達成する範囲で最小限に留め、風致景観上支障の少ない位置及び方法とするほか、同種の目的を持つもの及び設置する位置が同じものは統合する。また、設置者を明記し、老朽化、破損した場合は撤去、補修する等適切に管理するとともに、不必要なものは速やかに撤去する。

イ 支柱及び表示板の材料は、構造及び安全確保上の問題がある場合を除き、原則として自然材料とする。ただし、案内看板、解説看板の表示面については、この限りではない。

地色は素材色又は焦げ茶色、文字は白色又は黒色を基調とする。文字以外の表記については、地色及び文字以外の色彩とする場合は2種類以下とする。その場合、色彩は周囲の自然景観になじまないものを避け、表示面の地色としないものとする。ただし、地図等2種類以上の色を使用しなければ目的を達成することができない場合は、この限りではない。

ウ 夜間に利用者を誘導するために必要がある場合に限り、外部からの照明を使用できるものとする。

#### (10) 標識類

ア 乱立を避けるため、必要最小限の個数とするほか、同種の目的を持つもの及び設置する位置が同じものは統合する。

必要に応じて、外国語を併記する。

イ 支柱等に使用する材料は、木材を基本とする。ただし、気象、地理、地形、地質等の避けがたい事由により、木材では耐久性、施工性等に問題がある場合は、石材、鋼材、樹脂製等も使用できるものとする。さらに、岩体や建築物に直接表示又は掲出する

ことを妨げない。色彩は焦げ茶色とする。

表示板に使用する材料は、木材、アルミニウム・ステンレス等の金属又は樹脂製を基本とし、色彩は原則として自然材料の素材色、茶色、ベージュを基調とする。ただし、安全確保上必要なもの等の公共性の高いものについてはこの限りではない。

主要な文字は白色及び黒色を基本とする。ただし、安全確保上必要なもの等の公共性の高いものについては、この限りではない。

ウ 照明を用いる場合は、目的を達成する範囲で必要最小限とする。

#### (11) 管理方針

快適かつ安全な利用を確保するために、事業敷地内及び事業施設の日常的な美化、修景、補修等、適切な維持管理に努める。

また、ごみの投げ捨て防止及びごみの持ち帰り運動を推進する。

#### (12) 配慮を求める事項

行為に際し外来種を持ち込まないよう必要な措置を講ずる。

希少野生動植物が事業敷地及びその周辺に生息又は生育する場合は、当該希少野生動植物に悪影響を与えないよう必要な措置を講ずる。

展望地においては、必要に応じて展望・眺望の支障となる木竹の伐採を行う。なお、移植可能な木竹は、周囲の修景緑化に使用するよう努める。

#### (13) その他

施設整備に当たってはユニバーサルデザインに配慮する。

なお、施設の設計に当たっては、自然公園等施設技術指針（平成25年7月 環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室）を参考とする。

## 2 道路（車道）

#### (1) 基本方針

道路交通の安全性を確保するとともに、可能な限り現地形に順応させること等により、自然環境及び風致景観に対する影響が最小となる工法とする。

#### (2) 付帯施設の外部意匠・色彩・材料等

ア 危険防止柵は、原則としてガードロープ等視界遮蔽の軽微なものを使用し、安全確保上やむを得ずガードレール等を使用する場合は、自然景観に調和するよう焦げ茶色系又は暗灰色系（亜鉛メッキを含む）とする。ただし、自然材料を用いる場合は素材色も使用できることとし、園地、展望台、公園事業道路等の主要な展望地から望見されない箇所においてはこの限りではない。

イ 落石防止柵等の色彩は、暗灰色系又は焦げ茶系とする。ただし、園地、展望台、公園事業道路等の主要な展望地から望見されない箇所においてはこの限りではない。

ウ 擁壁又はトンネル坑口は、原則として自然石又は自然石を模した表面処理を行ったものを使用する。

エ 橋梁の色彩は、明度の高いものは避け、茶色系又は灰色系等風致景観に調和したもの用いる。

オ 照明は、交通の安全を確保する上で必要最小限とする。

カ 法面や側溝等の設計に当たっては、動物の移動を妨げないよう配慮する。

#### (3) 管理方針

公園利用者の安全を確保するよう適切に管理する。

#### (4) その他

廃道敷は、舗装等人工物を撤去の上、現地産の自生種を用いて自然状態に緑化復元する。ただし、取り壊すことにより災害が発生するおそれのある擁壁等についてはこの限りではない。

### 3 道路(歩道)

#### (1) 基本方針

ア 登山道については、原則として新設は行わないものとするが、登山道の難易度や利用者層等地域全体の利用状況、管理状況を把握し、登山者の安全な利用が図られるよう勘案した上で、必要と認められるものについては、計画的な整備を行うものとする。

イ 歩行者の安全確保に配慮するとともに周囲の自然環境に悪影響を与えないよう、自然環境に配慮した工法、資材の選択及び搬入方法とする。また、お花畠や湿原地帯での木道化、ルートの明確化を図る。

ウ 登山口においては公園利用に必要な情報を提供するための方策を図るとともに、施設の整備に努める。

エ 登山口から山小屋等まで又は山小屋等の間の距離が長く、し尿による動植物等への影響が懸念される歩道区間にあっては、維持管理面の対策を含めて公衆便所の設置を検討する。

#### (2) 付帯施設の外部意匠・色彩・材料等

ア 湿原、高山植物のお花畠等脆弱な自然環境を保全するため、必要に応じて、立入り防止柵及び標識類を整備する。

イ 材料等は、可能な限り自然材料を使用し、色彩は原則として焦げ茶色とする。ただし、自然材料の場合は素材色も使用できるものとする。

ウ 法面や側溝等の設計に当たっては、動物の移動を

	<p>妨げないよう配慮する。</p> <p>(3) <b>管理方針</b></p> <p>ア 巡視及び情報収集により危険箇所を把握し、適正な維持管理を行う。</p> <p>イ 利用者による周辺の植物の踏み付け、植物の採取等の防止を図る。</p> <p>ウ 歩道幅員の範囲内で、下草の刈り払い、支障木の枝落とし等の必要な維持管理を行い、安全かつ快適な利用を図る。</p> <p>(4) <b>その他</b></p> <p>登山道の整備及びその維持管理に当たっては、「山岳の環境保全及び適正利用の方針」（平成28年3月8日付け27自保第293号 長野県環境部長通知）に基づくものとする。</p>
4 園地	<p>(1) <b>基本方針</b></p> <p>国定公園利用の拠点となる重要な施設として、展望、休憩、情報提供等、地域の自然を活かし、利用特性に応じた整備を図るとともに、適正な位置に適正な規模と内容のものを整備する。</p> <p>(2) <b>付帯施設</b></p> <p>ア 休憩所、公衆便所は周囲の自然環境に調和したデザインとする。</p> <p>イ 野鳥や植物の解説板等自然解説のための施設の整備に努める。</p> <p>ウ 園地以外への立入りにより動植物の損傷や裸地化及び利用者の危険のおそれがある場合は、制札、立入り防止柵等を整備する。</p> <p>(3) <b>管理方針</b></p> <p>危険箇所の点検、補修、草刈り等を必要に応じて実施する。</p>
5 宿舎	<p>(1) <b>基本方針</b></p> <p>ア 国定公園利用者に対し、各地域の特性に応じた良好なサービスを提供する。</p> <p>イ 国定公園の滞在拠点として自然とのふれあいや自然の中での休養といった機能を十分発揮できるような施設内容及び運営形態とする。</p> <p>ウ 施設の建て替え、増改築に当たっては、風致景観の保護に十分配慮するとともに、大規模な切土や盛土、支障木の伐採を避ける。</p> <p>(2) <b>位置</b></p> <p>目的、内容等の諸条件から、風致景観上の影響が最小限となる位置とする。</p> <p>(3) <b>建築物の外部意匠・色彩・材料等</b></p> <p>ア 屋根の形状は、「1 全事業共通(2)外部意匠・色彩・材料等イ」によるものとする。また、塔屋の形態に</p>

	<p>ついてもこれによるものとする。ただし、積雪対策等合理的な理由がある場合はこの限りではない。</p> <p>イ 露出部分の主要外壁は、可能な限り木材、石材等の自然材料を用いる。</p> <p>ウ 屋根の色彩は、「1 全事業共通(2)外部意匠・色彩・材料等ウ」によるものとする。自然材料で被覆しない部分の外壁は、茶色系、ベージュ又は光沢のない白色系とし3色以内とする。</p> <p>(4) 付帯施設</p> <p>車庫、倉庫等小規模な付帯施設は、主たる建築物に包含することとし、やむを得ず別棟にする場合は、主たる建築物の外部意匠・色彩・材料等と同様のものとする。</p>
6 休憩所	<p>(1) 基本方針</p> <p>自然公園の利用者が快適に休憩又は飲食できる施設とする。</p> <p>(2) 付帯施設</p> <p>必要に応じて自然情報や利用施設等の自然公園に関する情報を入手できる機能を設ける。</p>
7 野営場	<p>(1) 基本方針</p> <p>地域の利用拠点として、また周辺の自然に親しむ拠点としての整備を図る。</p> <p>(2) 付帯施設</p> <p>ア 駐車場、公衆便所、炊事棟、案内板等の施設の他、自然解説板等自然を解説する施設を適切に配置し整備する。</p> <p>イ ファイヤーサークルは、周辺の植生に影響を及ぼさず、火災の危険の少ない空き地に設けるものとし、指定地以外でのキャンプファイヤーは禁止する。</p> <p>(3) 管理方針</p> <p>ア 場内の環境を清潔に保つため、清掃等の管理を徹底する。</p> <p>イ 利用規則を定め、秩序ある利用が行われるようにする。</p> <p>ウ 危険箇所には防護柵、注意標識等を設置し、利用者の安全を図る。</p> <p>エ 遊休化した施設及び老朽化の著しい施設については、速やかに撤去する。</p> <p>(4) その他</p> <p>ア 夜間照明は、防犯、その他利用者の安全確保上必要最小限のものとし、外部に光が拡散しないよう配慮する。</p> <p>イ 動線及びテントサイトの範囲の明確化により林床植生の保護に留意する。</p>
8 運動場	(1) 基本方針

	<p>地域の利用拠点として整備を図る。</p> <p>(2) その他</p> <p>テニスコートの取扱いについては、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」(昭和 57 年 5 月 7 日付け環自保第 138 号保護管理課長通知) に準じる。</p>
9 船遊場	<p>(1) 基本方針</p> <p>貸しボート、ヨット等一般利用者を対象とした係留施設、桟橋及びこれに付帯する施設を事業施設として把握する。</p> <p>公園事業として執行することがふさわしいと認められる既存施設については、機会をとらえて公園事業として取扱うものとする。</p> <p>(2) 管理運営方針</p> <p>ア モーターボート等動力船の使用については油汚染等の防止に努めるとともに、他のボート、ヨット等と競合しないよう、利用区域を定めるよう関係機関と調整する。</p> <p>イ 密集している既存桟橋については、共同利用等により整理統合を図る。</p> <p>(3) 施工方法</p> <p>桟橋等の設置に当たっては、河川及び湖沼等の水質を悪化させない措置を講ずるほか、文化財等に配慮する。</p>
10 駐車場	<p>(1) 基本方針</p> <p>国定公園内の駐車場として、快適な利用を提供する施設とし、支障木の伐採及び地形の改変は可能な限り少なくするなど自然環境の保全に配慮し、適切な位置に適正な規模と内容のものを整備する。</p> <p>(2) 管理方針</p> <p>利用集中期には、適正な誘導及び事故防止に努める。</p>
11 自動車道	「2 道路（車道）」の取扱方針に準じる。
12 博物展示施設	<p>(1) 基本方針</p> <p>自然公園の利用拠点として博物展示施設を起点とする自然探勝路を活用し、利用者への自然解説を行うとともに、地元住民と協力連携しながら普及啓発活動を積極的に推進する。</p>

## VII 国定公園関係者の連携体制等に関する事項

「I 管理運営計画作成の経緯」に記載のとおり、美ヶ原地域では、関係する地域住民、土地所有者、関係行政機関らが連携、協力して地域の自然環境を保全し、適正な利用を図ることを目的とする「美ヶ原自然環境保全協議会」が平成 16 年（2004 年）に発足しました。

同協議会では、美ヶ原地域に係る諸課題について会議で検討・議論する

とともに、その検討結果を荒廃地の植生回復、在来植生再生のためのササ刈り、電気柵設置によるニホンジカの食害対策の自然再生活動等にフィードバックしてきました。

今後は、本計画に示す管理運営方針等に基づき、引き続き関係者が連携、協力しながら活動に取り組んでいきます。

## Ⅷ その他

本計画については、今後の美ヶ原を取り巻く状況の変化や目標に向けた取り組み状況を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとします。